

## リニア駅周辺整備検討会議設置要綱

### (設置の目的)

**第1条** 長野県の南の玄関口及び三遠南信地域の北の玄関口にふさわしいリニア駅とするため、「リニア駅周辺整備基本構想」に基づき、関連する計画や地域の意向を踏まえ、リニア駅周辺整備計画を策定する。ついで、優れた見識を有する者から幅広く意見を聴くため、リニア駅周辺整備検討会議（以下「会議」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (所掌事項)

**第2条** 会議では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 基本構想に示された各施設の機能、規模、配置計画について
- (2) 関連する周辺道路計画や地域の意向、前号の検討結果に基づいた、リニア駅周辺整備の範囲について
- (3) その他必要な事項

### (委員の構成及び任期)

**第3条** 委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 数名
- (2) リニア駅計画地域の代表 数名
- (3) 各種団体の代表者 数名
- (4) 行政機関 数名

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職にある故をもって委員となった者又は団体の代表として委員になった者の任期はその存任期間とする。

### (役員)

**第4条** 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議を総括し、検討会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (オブザーバー)

**第5条** 会議にオブザーバーを置くことができる。

### (会議)

**第6条** 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

**(部会)**

**第7条** 会議の運営を円滑に進めるため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、会長の指定する者をもって組織する。

**(会議の公開)**

**第8条** 会議は、原則として公開して行うものとする。なお、飯田市情報公開条例第7条の規定に該当するときは、会長の判断により非公開とすることができる。

**(事務局)**

**第9条** 会議に関する事務は、飯田市リニア推進部リニア整備課において行う。

**(その他)**

**第10条** この要綱に定めることその他、会議の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。